

「介護サービス情報の公表」制度について

令和6年度報告対象事業所であって 未提出の事業所は、速やかに提出をしてください。

※未入力だけでなく、入力内容の「登録」はしたが、「提出」ボタンを
押していない事業所も散見されます。今一度提出状況を御確認ください。

1 趣旨・目的

- 介護保険法の規定に基づき、基本的に全ての介護サービス事業所に対して、提供するサービスに関する情報を県に報告することを義務づけ、県が定期的に公表する仕組みです。
- ※対象事業者が報告しなかったり、虚偽報告、調査拒否、調査妨害を行ったりした場合、知事は、報告、内容是正、調査に係る命令を行うことができるとされています。また、事業者が命令に従わない場合、知事は、指定（許可）の取消し、又は期間を定めて指定（許可）の効力の全部若しくは一部を停止することができることとされていますので、報告は必ず行ってください。
- 利用者にとって・・・
介護サービス事業所に関する情報を、公平に、いつでも入手し、比較検討するなど活用することによって、主体的に適切な介護サービス事業所を選択できます。
- 介護サービス事業所にとって・・・
サービスの質による競争が機能することにより、サービス改善への取組が促進され、介護サービス全体の質の向上が期待されます。

2 対象事業者

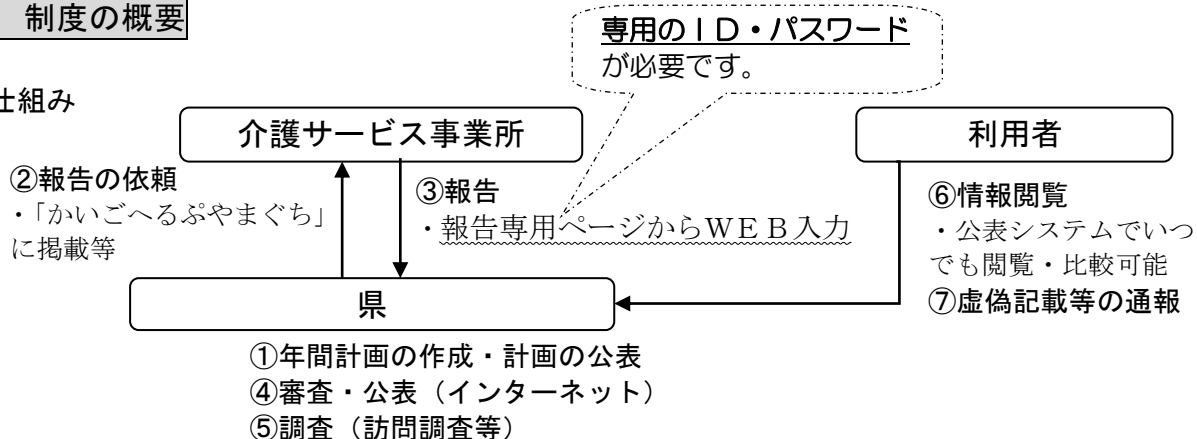
- 前年1年間（1月1日～12月31日）で受けた介護報酬の支払の合計が100万円を超える介護サービス事業者
- 新規指定事業者（基本情報のみ）

■対象にならないサービス

- ・ 居宅療養管理指導（介護予防含む）
- ・ 介護予防支援
- ・ 特定施設入居者生活介護のうち養護老人ホーム（介護予防含む）
- ・ 介護療養型施設サービスのうち療養病床等における入院患者の定員が8人以下である病院又は診療所に係るもの

3 制度の概要

■仕組み



介護サービス情報報告専用ページ <https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/35/>

介護サービス情報公表システム <https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/35/index.php>

■報告する内容

基本情報項目	運営情報項目
・法人等に関する事項 ・事業所等に関する事項 ・従業者に関する事項 ・介護サービスの内容に関する事項 ・利用料等に関する事項 ・知事が必要と認めた事項 ・通所介護の法定外宿泊サービス情報	・介護サービスの内容に関する事項 (介護サービスの質の確保や相談、苦情等の対応のために講じている措置等) ・事業所等の運営状況に関する事項 (計画的な事業運営、透明性の確保のための取組等) ・財務状況のわかる書類 (R6 追加) (貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等)、職員一人あたりの賃金 ・知事が必要と認めた事項

■報告期間等について

○(参考) 令和6年度の報告期間

令和6年度は、事業所(施設)の所在地等により、下記の報告月としました。

(1) 既存事業所 ※該当する報告月の初日から末日の間に報告すること。

事業所の所在地	報告月
下関市	令和6年11月
宇部市、美祢市、山陽小野田市	令和6年12月
山口市、防府市	令和6年12月
下松市、光市、周南市、長門市、萩市、阿武町	令和6年11月
柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町、岩国市、和木町	令和6年12月

(2) 新規指定事業所 【全県対象】

- 令和6年3月から10月までの指定・・・令和6年11月
- 令和6年11月から令和7年2月までの指定・・・指定日の属する月の翌月

○令和7年度の報告期間・報告対象事業所

令和7年度の報告期間や報告対象事業所については、4月以降にホームページ「かいごへるぷやまぐち」に掲載予定です

■情報の内容に関する調査

県は、報告された情報の内容について、次のいずれかに該当する場合は、事業者に対する面接等の方法により、調査を行います。

- ①新規申請時
- ②報告内容に虚偽が疑われる場合
- ③公表内容について、利用者等から通報があった場合
- ④実地指導時
- ⑤その他、知事が必要と認めるとき

(「介護サービス情報の公表制度における調査に関する指針」
平成24年3月山口県策定)

■費用等

調査手数料、公表手数料とも不要です。(平成24年度から)